

○ 「指定入院医療機関」について

1 「指定入院医療機関」とは

精神の障害のために善悪の区別がつかないなど、通常の刑事責任を問えない状態で殺人、放火等の重大な他害行為を行った者の社会復帰を促進することを目的として、平成17年度に「医療観察制度」が創設された。

この制度に基づき、医療を受けさせるために入院をさせる旨の決定（「入院決定」）を受けた者については、厚生労働大臣が指定する「指定入院医療機関」において専門的で手厚い医療が行われることとなっている。

なお、こころの医療センターは、医療観察制度に基づき、退院決定又は通院決定を受けた者が医療を受ける「指定通院医療機関」に指定されている。

指定入院医療機関、指定通院医療機関が提供する医療については、全額国庫により賄われることとなっている。

2 「指定入院医療機関」の整備状況

国では、全国で720床程度（国関係420床、都道府県関係300床）を目標として、指定入院医療機関の整備を進めているところであるが、現時点では、国関係332床、都道府県関係55床に留まっているところであり、厚生労働省から、都道府県における整備について要請が行われている。

3 経営形態の選択と「指定入院医療機関」の指定の可否の関係等について

「心神喪失等の状態で重大な加害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（いわゆる「医療観察法」）」においては、国、都道府県、公務員型独立行政法人、国立大学法人、都道府県が設立した公務員型地方独立行政法人が開設する病院でなければ、指定入院医療機関の指定を受けることができないとされている。

また、都道府県が開設する病院であっても、指定管理者制度により運営される病院については指定入院医療機関の指定を受けることができない、というのが厚生労働省の見解である。

	指定の可否	備 考
地方公営企業法の一部適用	○	指定要件を満たすためには一定数の増員が必要であるが、行政改革により職員数の抑制が求められる中、増員は困難である。
〃 全部適用	○	
公務員型地方独立行政法人	○	公立病院改革ガイドラインでは、経営形態の選択肢として、公務員型は想定されていない。
非公務員型 〃	×	現在、指定を受ける病院のほとんどを占めている国立病院機構については、公務員型から非公務員型への移行に向けて検討中
指定管理者制度	×	

(参考:現時点での指定入院医療機関の指定状況と病院の経営形態)

	病院数	備 考
都道府県立病院	1	長崎県 (全部適用)
<u>公務員型</u> 地方独立行政法人	2	大阪府、岡山県
国立高度専門医療センター	1	現在、平成22年度に <u>非公務員型</u> 独立行政法人とする法案が国会で審議中
国立病院機構 (現在、 <u>公務員型</u> 独法)	1 1	平成21年度以降の <u>非公務員型</u> 独立行政法人への移行に向けて検討中
※地方独立行政法人に移行予定の団体 (検討中の団体を含む) の状況 (精神科病院を設置している団体のみを掲載) ・静岡県: 21年度に<u>非公務員型</u>へ移行 ・秋田県: 21年度に<u>非公務員型</u>へ移行 ・神奈川県: 22年度に<u>非公務員型</u>へ移行 ・東京都: 非公務員型が最も柔軟な経営形態である、との有識者会議の報告 (1病院が指定入院医療機関指定に向けて準備中) ・山梨県: 非公務員型が望ましい、との有識者会議の提言 ・長野県: 23年度に地方独立行政法人へ移行		